

尼崎市オープンイノベーション支援事業補助金

「共同研究・企業間連携促進支援補助金」

※ 本補助事業は、予算議案が可決された場合に限り、令和7年度7月以降に実施予定です。

※ 必ず補助金交付要綱をご確認ください。

概 要	中小企業者・中堅企業等による共同研究新技術・新製品開発に要する経費に対して補助金を交付し、市内のイノベーション創出の促進を図ります。
補助額等	補助率：補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て） 上限額：(1) スタートアップ枠 … 200万円 (2) 一般枠 … 150万円 ※ スタートアップ … ベンチャーキャピタル等から出資を受けている、事業開始後5年以内の企業が1社以上含まれる共同研究体等
補助対象者	以下のいずれの要件にも該当する中小企業者(※1)・中堅企業(※2)等 (1) 市内に主たる事業所を有すること。 (2) みなし大企業(※3)でないこと（中小企業者等の場合。関係する大企業が中堅企業に該当する場合は除く。）。 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。 (4) 暴力団排除条例に規定する暴力団等と関係を有する者でないこと。 (5) 宗教・政治団体等でないこと。 (6) 納付すべき尼崎市税を滞納していないこと。 (※1) 中小企業者：中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び、小規模企業者並びに個人事業主。 なお、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業以下の場合は当該企業者とみなす。 (※2) 中堅企業：上記の中小企業者等を除く、常時雇用する従業員数が2,000人以下の企業。 (※3) みなし大企業：以下のいずれかの条件にあてはまる中小企業者 ・同一の大企業（中小企業以外の企業）が当該中小企業の発行済み株式総数又は出資総数の1/2以上を単独で所有、又は出資しているもの ・複数の大企業が当該中小企業の発行済み株式総数又は出資総数の2/3以上を所有、又は出資しているもの ・役員の半数以上を大企業の役員又は従業員が兼務しているもの
補助対象期間	当該事業年度の4月1日～2月末日 ※ 期間の終期までに経費の支払いを完了し、必要書類の提出がなされていること
補助対象経費	以下1. 2. に該当する事業を実施するにあたって、補助対象者が支出する(1)～(9)の費用。 1. 大学等の研究機関との共同研究開発に係る事業 2. 複数企業で組織するグループによる新技術・新製品開発に係る事業 (1) 原材料、副資材及びソフトウェア等購入費 (2) 機械装置等導入（購入又は賃借）費及び当該装置導入に係る工事、保守、改造、修繕費 (3) 委託外注費（設計、システム構築、調査、検査、再加工、依頼試験等の外部委託に要する経費） (4) 技術指導料（委員謝金や技術指導に係る謝金等に要する経費） (5) 知的財産権関連費（知財の取得等に要する経費） (6) 印刷製本費 (7) 通信運搬費 (8) 備品・消耗品費 (9) その他、事業に必要と認められる費用 ※ 領収書等により経費明細が確認できるものに限る
申請手順	1. 交付申請 第1号、1号の2、3号、3号の2、4号、5号、5号の2様式に必要書類を添付して提出 ※持参、または郵送（レターパックorレターパックプラス） 【郵送提出先】〒660-0881 尼崎市昭和通2-6-68（公財）尼崎地域産業活性化機構 OIC推進室 宛 提出された申請内容を審査し、適正であると認められる時は補助金交付決定通知書を送付します。 申請状況等によっては交付決定通知書の送付まで相応の期間を要することがありますので、余裕をもって申請をお願いします。 2. 事業廃止または事業変更 事業を廃止する場合は、事業廃止届出書（第7号様式）に必要事項を記載してご提出ください。 事業を変更する（当初申請額より増加する等）場合は、事業変更承認申請書（第8号様式）に必要書類を添付してご提出ください。 受領後、申請内容を審査し、適正であると認められる時は、補助金交付変更決定通知書を送付します。 3. 実績報告兼請求 全ての経費支払完了次第、第10号、12号、13号、13号の2様式に必要書類を添付してご提出ください。 実績報告書兼請求書の提出期限：令和8年2月27日（金）（当日消印有効） 期限経過後に提出があった場合は、補助金の交付ができません。 内容を審査し、適正であると認められるときは、指定の口座に補助金を振り込みます。 なお、振込通知は行いませんので、ご自身で口座をご確認ください。
交付要綱・申請書類	こちらから必要書類をダウンロードしてご利用ください。 【交付要綱】尼崎市オープンイノベーション支援事業補助金交付要綱 【第1号様式】交付申請書 【第1号様式の2】宣誓・同意書 【第3号様式】団体概要書 【第3号様式の2】企業グループ概要書（※複数企業での事業実施の場合のみ） 【第4号様式】開発等実施計画書 【第5号様式】収支予算書 【第5号様式の2】支出内訳明細書（予算） 【第7号様式】廃止届出書 【第8号様式】変更承認申請書 【第10号様式】実績報告書 兼 請求書 【第12号様式】開発等実績書 【第13号様式】収支決算書 【第13号様式の2】支出内訳明細書（決算）
問合せ先	公益財団法人 尼崎地域産業活性化機構（中小企業センター「アイル」） ・メール：oic@ama-in.or.jp ・電 話：06-6488-9534 事業実施に係るお問い合わせは、メールまたはお電話にて承ります。 補助金名についてお間違えのないようお伝えください。